

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、翌日発行)

目次

- ◆規 則 土地区画整理審議会委員選挙規則
- ◆告 示 米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の期日

規 則

土地区画整理審議会委員選挙規則をここに公布する。

昭和四十五年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十九号

土地区画整理審議会委員選挙規則

(目的)

第一条 この規則は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号。以下「法」という。)及び土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号。以下「令」という。)に定めがあるものほか、法第五十八条第

一項の規定に基づく土地区画整理審議会の委員の選挙について必要な事項を定めることを目的とする。

(代表者選任通知書等)

第二条 法第三十条第二項本文の規定により法第五十八条第一項並びに第六十三条第一項及び第二項の規定の適用について一の所有者又は借地権者とみなされる者が行なう法第三十条第二項又は第四項の通知は、それぞれ代表者選任通知書(様式第一号)又は代表者解任通知書(様式第二号)を知事に提出してしなければならない。

(選挙人名簿)

第三条 令第二十条の選挙人名簿は、様式第三号によるものとする。

2 前項の選挙人名簿は、施行地区内の宅地の所有者(以下「宅地所有者」という。)及び施行地区内の宅地について借地権を有する者(以下「借地権者」という。)別に作成するものとする。

(選挙人名簿異議申出書)

第四条 令第二十一条第三項の規定による異議の申出は、選挙人名簿異議申出書(様式第四号)を知事に提出してしなければならない。

(立候補届及び立候補推薦届)

第五条 令第二十四条第二項の立候補届又は立候補推薦届は、それぞれ様式第五号又は様式第六号によらなければならない。

2 前項の立候補推薦届には、立候補推薦届出承諾書(様式第七号)を添付しなければならない。

(立候補の辞退届)

第六条 候補者であることを辞退しようとする者は、選挙期日の前日まで立候補辞退届(様式第八号)を知事に提出しなければならない。

(候補者の氏名等を公告する場合の記載順序)

第七条 令第二十四条第五項の規定により公告する場合における候補者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)の記載順序は、宅地所有者及び借地権者別に立候補届又は立候補推薦届を受理した順によるものとする。

(立会人の選任通知等)

第八条 知事は、令第二十七条第二項の規定により立会人を選任したときは、選挙期日の三日前までに立会人選任通知書(様式第九号)により本人に通知するものとする。

2 知事は、立会人が選挙場を開くべき時刻になつても、令第二十七条第二項に規定する数に達しないとき、又はその後同条同項に規定する数に達しなくなつたときは、その数に達するまでの立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知するものとする。

(選挙場の設備)

第九条 選挙場の入口には、選挙場であることを示す標札を掲げなければならない。

2 投票記載所には、第七条に定める順序により候補者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を掲示しなければならない。

(入場券)

第十条 知事は、入場券(様式第十号)を選挙期日の前日までに選挙人に交付するものとする。

(投票用紙)

第十一条 令第二十九条第二項の投票用紙は、様式第十一号によるものと

する。

(投票の権限を証する書面)

第十二条 令第二十九条第三項の投票の権限を証する書面は、様式第十二号によらなければならない。

(投票用紙の引換え)

第十三条 選挙人は、誤つて投票用紙を汚損したときは、選挙管理者に対して、その引換えを請求することができる。

(投票用紙の返還)

第十四条 投票する前に自ら選挙場外に退出し、又は令第二十八条第二項の規定により退出を命ぜられた選挙人は、直ちに投票用紙を選挙管理者に返さなければならない。

(投票箱及びその確認)

第十五条 投票箱には、当該選挙の投票箱である旨の表示をし、そのふたには、異なつた二個の錠を設けなければならない。

2 選挙管理者は、選挙人が投票をする前に、選挙場内にいる選挙人及び立会人の面前で投票箱を開き、その中に何もはいつていないことを示さなければならない。

(投票箱を閉鎖する場合の措置)

第十六条 選挙管理者は、選挙場を閉じるべき時刻になつたときは、その旨を告げて、選挙場の入口を鎖し、選挙場内にある選挙人の投票の終了するのを待つて、投票箱を閉鎖しなければならない。

2 前項の規定により投票箱を閉鎖するときは、選挙管理者は、投票箱のふたを閉じ、かぎをかけたうえ、一のかぎは最年長の立会人が保管し、他のかぎは選挙管理者が保管しなければならない。

(投票用紙の精算)

第十七条 選挙管理者は、投票が終わつたときは、投票用紙精算書(様式第十三号)を作成し、投票用紙に残余があるときはこれを添え、知事に提出しなければならない。

(選挙場に入内りすることができる者)

第十八条 選挙人、選挙場の事務に従事する者及び選挙場を監視する職権を有する者でなければ、選挙場にはいることができない。

(開票)

第十九条 選挙管理者は、令第三十三条第三項の規定により得票数を計算する場合においては、開票事務に従事する者二人に各別に同一の候補者の得票数を計算させなければならない。

2 選挙管理者は、前項の計算が終わつたときは、各候補者の得票数を朗読しなければならない。

(選挙録)

第二十条 令第三十九条第一項の選挙録は、様式第十四号によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

代表者選任通知書

職 氏 名 股 下記の者を 市 町 丁目 番地所在の宅地の所有者
(借地権者)の代表者として選任しましたので、土地区画整理法第130条
第2項の規定により通知します。

年 月 日

住 所 氏 名 氏 名 氏 名 氏 名
住 所 氏 名 氏 名 氏 名 氏 名
住 所 氏 名 氏 名 氏 名 氏 名
住 所 氏 名 氏 名 氏 名 氏 名

記

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	

備考 法人については、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第2号

代表者解任通知書

職 氏 名 殿

市 町

丁目

番地所在の宅地の所有者(借地権者)

の代表者として選任し、 年 月 日通知した下記の者を解任しましたので、通知します。

年 月 日

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

㊦

㊦

㊦

記

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	

備考 法人については、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第3号

番号	住 所	氏 名	性 別	生 年 月 日	備 考
			男・女	年 月 日	
			男・女	年 月 日	
			男・女	年 月 日	

備考 法人については、氏名は、その法人の名称を記載すること。

様式第4号

選挙人名簿異議申出書

職 氏 名 殿

縦覧に供された 土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿(宅地所有者(借地権者))に下記のとおり記載の漏れ(誤り)がありましたので、土地区画整理法施行令第21条第3項の規定により異議を申し出ます。

年 月 日

住 所

氏 名

㊦

記

記載の漏れ(誤り)の内容

備考 法人については、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第5号

立 候 補 届

職 氏 名 殿

土地区画整理法施行令第24条第2項の規定により、下記のとおり立候補の届出をします。

年 月 日

氏 名

㊦

記

本 籍	(ふりがな) 候補者の氏名	性別	生年月日	年 月 日 (生 年)
		職業		
住 所				
選 挙		年 月 日	執行 土地区画整理審議会委員選挙	
候補者の種別	宅地所有者(借地権者)のうちから選挙される委員の候補者			

備考 法人については、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第6号

立候補推薦届

職 氏 名 殿

土地区画整理法施行令第24条第2項の規定により、下記のとおり立候補の推薦の届出をします。

年 月 日

住 所
氏 名

㊦

記

(ふりがな) 候補者の氏名	性別	生年月日	年 月 日 (満 年)
	職業		
本 籍			
住 所			
選 挙	年 月 日	執行	委員選挙
候補者の種別	宅地所有者(借地権者)のうちから選挙される委員の候補者		
添 付 書 類	立候補推薦届出承諾書		

備考 法人については、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第7号

立候補推薦届出承諾書

殿

年 月 日 執行の

土地区画整理審議会の委員の選挙において、宅地所有者(借地権者)のうちから選挙される委員の候補者になることを承諾します。

年 月 日

住 所
氏 名

㊦

備考 法人については、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第8号

立候補辞退届

職 氏 名 殿

下記の理由により 年 月 日執行の

土地区画整理審議会の委員の選挙の立候補を辞退しますので、土地区画整理審議会委員選挙規則第6条の規定によりお届けします。

年 月 日

住 所

氏 名

㊦

記

備考 法人については、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第9号

立会人選任通知書

殿

年 月 日執行の

土地区画整理審

議会の委員の選挙につき、あなたを立会人に選任しましたので、土地区画整理審議会委員選挙規則第8条第1項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 団

記

投票の日時	月 日 時 分から 時 分まで
開票の日時	月 日 時 分から 時 分まで
投票及び開票の場所	

様式第10号

(表)

		土地区画整理審議会委員選挙入場券 (借地権者)	
住所及び 氏名	年月日生	性別 女・男	選挙人の 番号
投票日時	年 月 日 時、 分から 分まで	投票用 紙交付 印	
年 月 日		選挙人 名簿対 照印	
鳥取県知事 氏 名 印			

(裏)

注 意 事 項

- 一 選挙の当日必ず本人が持参し、選挙場の受付に提示して入場してください。
- 二 選挙場にはいつたら選挙人名簿との対照を経て投票用紙を受け取ってください。
- 三 点字又は代筆により投票することはできません。
- 四 法人が選挙人であるときは、選挙投票者指定証明書を選挙管理者に提出のうえ、その指定された者が投票してください。

様式第11号

宅地所有者用

(表)

折目

土地区画整理審議会委員選挙
(宅地所有者用)

鳥取県
知事印

(裏)

折目

こうほしやしめい
 候補者氏名
 ほうじんめい
 (法人についてはその名称)

注 意

一 宅地所有者である候補者の氏名(法人についてはその名称)を欄内に一人明瞭に自書してください。

二 候補者でない者の氏名は、書かないでください。

借地権者用

(表)、

折目

土地区画整理審議会委員選挙
(借地権者用)

鳥取県
知事印

(裏)

折目

こうほしやしめい
 候補者氏名
 ほうじんめい
 (法人についてはその名称)

注 意

一 借地権者である候補者の氏名(法人についてはその名称)を欄内に一人明瞭に自書してください。

二 候補者でない者の氏名は、書かないでください。

備考 宅地所有者用は黒色で、借地権者用は赤色で印刷すること。

様式第12号

選挙投票者指定証明書

下記の者は、 年 月 日執行の

土地区画整理審議会の委員の選挙において宅地所有者(借地権者)としての投票を行なうべき者に指定した者であることを証明する。

年 月 日

住 所

法人の名称

代表者の氏名

㊤

記

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
選挙人である法人との関係	

様式第13号

投票用紙精算書

職 氏 名 豊

年 月 日執行の

土地区画整理審

議会の委員の選挙の投票用紙を下記のとおり精算したので、土地区画整理審議会委員選挙規則第17条の規定により提出します。

年 月 日

選挙管理者 氏

名

㊤

記

区 分	受 数	使 用 数	残 数	書き損じ又は汚損により引き換えたもの
種別				
投票用紙	枚	枚	枚	枚

様式第14号

年 月 日執行

土地区画整理審議会委員選挙録

1 選挙場										
2 立会人	氏名	投票立会開始時	投票立会終了時	開票立会開始時	開票立会終了時					
3 投票時間		時 分開始			時 分閉鎖					
4 投票の状況	選挙人名簿登録者	選挙当日有権者	投票者	棄権者	棄権率					
	人	人	人	人	%					
5 開票の日時		年 月 日 時 分開始			時 分終了					
6 開票の結果	(1) 投票の内訳	投票総数	票	有効投票	票	無効投票	票			
		令第34条第2項に規定する投票以外の投票					票			
		令第34条第2項に規定する投票	票	氏名を記載したもの	{氏名	票				
				氏を記載したもの	{氏	票				
				名を記載したもの	{名	票				
				その他	{	票				
	(2) 有効投票の内訳	令第34条第3項の規定により当該候補者にあん券したものの	総数	票	候補者の氏名	あん分の基礎となつた得票数	票	氏名	氏名	その他
(3) 無効投票の内訳	所定の投票用紙を用いないもの	候補者でない者の氏名を記載したもの	2人以上の候補者の氏名を記載したもの	被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名のほか他事を記載したもの	票	票	票	票	
	候補者の氏名を自書しないもの	候補者の何人かを記載したかを確認し難いもの	白紙投票	単に雑事を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの	票	票	票	票	
(4) 各候補者の得票数	氏名	得票数	氏名	得票数						

年 月 日作成

われわれは、この選挙録の記載が真正であることを確認して署名する。

選挙管理者氏名
立会人氏名
立会人氏名

㊦
㊦
㊦

告 示

鳥取県告示第六百十三号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第十九条の規定に基づき、米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の期日を昭和四十五年十二月六日と定めた。

昭和四十五年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗